



め、健常者に比して特別の注意が必要と考えられる。このため、審査請求人は自らの判断で賃貸住宅の共同浴場を避けて外部の銭湯を対価を払って利用しており、これが経済的圧迫となっている。

審査請求人は、令和3年11月11日、代理人弁護士とともに処分庁を訪れ、上記の身体状況と居住環境を担当ケースワーカーに説明した上で、転居を希望しているので敷金等の支給申請をしたい旨を申し出、同月15日、敷金等支給申請書（以下「本件申請」という。）を処分庁に提出した。

処分庁は、本件申請に基づき、審査請求人の主治医であるA病院の医師に対し、意見照会を行った。これに対して、同医師は、令和3年11月24日付け「診療状況について（回答）」（以下「回答書」という。）において、「現在加療中の疾患のための転居の必要性は認めません。」と回答した。

同月25日、処分庁の担当ケースワーカーは、代理人弁護士に対し、電話で主治医の回答内容を告げ、本件全体の状況に照らし、本件申請について却下の判断をする見込であると伝えた上で、主治医に対して代理人弁護士から聞き取りを行う予定があるか否か質問した。

代理人弁護士が審査請求人の意向を確認したところ、審査請求人は主治医に対する信頼を失い、代理人弁護士に対し、代理人弁護士からの主治医への聞き取りは不要であると回答したため、代理人弁護士は、担当ケースワーカーに対して、主治医に対する聞き取りの予定はない旨を回答した。

処分庁は、令和3年11月29日、本件処分を行った。

同年12月17日、審査請求人及び代理人弁護士が、主治医に面談して、上記回答内容の趣旨を質問したところ、主治医は、転居の必要性については〇〇〇が発生するか否かのみを基準に判断をしたのであって、トイレへの往復が危険であることや食事管理が困難であることなどの事情については考慮に入れていないと説明した。

処分庁は、審査請求人が置かれた状況について、審査請求人から1回聞き取りをし、主治医に対し1回書面にて意見照会をした他は、何ら調査をしていない。この点、審査請求人が申し出たためまいやふらつきのある中で居室の外にあるトイレを頻繁に往復する必要があるなどの事実は、審査請求人の状況が「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」にあることを端的に示すものであることは明らかである。

しかし、処分庁は、上記のような事実の有無を確認するに当たり、審査請求人の住居を訪問することはなく、また、審査請求人に対して申出に係る事実の存在を示す資料の提出を求めることもしなかった。

また、処分庁は、主治医に対して、転居の必要性の有無を形式的・抽象的に質問するにとどまり、審査請求人が申し出た具体的な事実(薬の副作用の有無・程度、審査請求人が抱える症状)の有無については具体的な質問を一切しなかった。

さらに、主治医の回答内容は、審査請求人の申出内容から予測される回答とは著しく乖離するものであるため、このような回答を受けた処分庁としては、主治医に対し、回答の趣旨について、審査請求人の申出内容に照らしつつ、改めて問い合わせをすべきであったと言える。しかし、処分庁は、代理人弁護士に対し、主治医への聞き取りをする予定があるか否かを問い合わせたのみであった。

したがって、処分庁は、本件が「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当するかどうか、必要な調査を行って検討を尽くしたとは認めがたい。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人から転居に伴う費用の支給を求めて本件申請があったことから調査を行ったものの、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7問30答12の「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当しないとして本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、処分庁が確認に当たって審査請求人の住居を訪問することではなく、また、審査請求人に対して申出に係る事実の存在を示す資料の提出を求めることもしなかったこと、建物の構造を把握しているだけではならず、審査請求人自身が実際に居室から共同のトイレや浴場の間を歩行する様子等を目視しなければ、適切な判断をすることはできないこと等を主張する。

転居に伴う敷金等の支給については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）カにおいて、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の

範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と記されている。

また、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、課長通知第7問30答12のとおり、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」と記されている。

これを本件についてみると、審査請求人は、〇〇〇のため、定期的にA病院に通院していたことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人から転居したいとの相談を受け、病気療養のための転居であると確認した上で、敷金等の支給については主治医の意見を基に総合的に判断する旨を伝えたことが認められる。その後、本件申請があったことから、A病院に対し、病気療養に際して転居を必要とするかとの照会を行ったことが認められる。

以上のことからすると、処分庁が、審査請求人の病気療養のための転居の必要性を判断するに当たって、処分庁の担当者が直接審査請求人の住居を訪問する等の方法によって確認するのではなく、医療機関に対し病状照会を行うことは、客観的な医療上の意見を得られることが期待されるのであるから、合理的であるといえる。

また、A病院は、審査請求人が〇〇〇で定期的に通院していた病院であり、審査請求人の病状を把握しているものとして、処分庁がA病院に対し病状照会することに不合理な点はなく、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 審査請求人は、処分庁の主治医に対する質問は、転居の必要性の有無を形式的・抽象的に質問するにとどまっていること、主治医の回答内容は、審査請求人の申出内容とは著しく乖離するものであるため、主治医に改めて問い合わせをすべきであったこと、主治医に対しては、電話による照会さえしていないから、回答書は主治医の認識を反映しているものか否か不明であること等から、回答書のみでは「病気療養上著しく環境条件が悪い」か否かを判断することはできない旨主張する。

しかし、前記(2)で述べたとおり、審査請求人が〇〇〇の治療のため定期的に通院するA病院に対し病状照会を行うことに不合理な点はない。

また、A病院の回答書には、「現在加療中の疾患のための転居の必要性は認めません。」と記載されているのであるから、当該回答内容は、審査請求人のA病院における〇〇〇の治療状況を踏まえたものであると認められ、不十分な点があるとはいえない。

そして、処分庁は、A病院の回答内容を受け、審査請求人の保護開始以降の経過を踏まえ、ケース診断会議を行った上で、本件申請を却下する旨を決定したことが認められる。

以上からすると、A病院の回答内容を基に、組織的な検討を経て課長通知第7問30答12の要件に該当しないとした処分庁の判断に不合理な点

- があるとはいえず、審査請求人の主張は採用できない。  
(4) したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和6年3月21日	諮問書の受領
令和6年3月22日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月5日 口頭意見陳述申立期限：4月5日
令和6年4月26日	第1回審議
令和6年5月 2日	審査会から処分庁に対し、回答の求め（回答：令和6年5月21日付け〇〇〇保生第30074号）
令和6年5月24日	第2回審議
令和6年5月27日	審査会から処分庁に対し、回答の求め（回答：令和6年6月6日付け〇〇〇保生第30107号）
令和6年6月21日	第3回審議
令和6年7月19日	第4回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (4) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (5) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたと

きは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と、同条第4項は、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と定めている。

(6) 生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)  
「別表第3 住宅扶助基準」は、「1 基準額」の表において、「1級地及び2級地」の「家賃、間代、地代等の額(月額)」を「13,000円以内」とし、2において、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(中略)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(中略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と記している。

(7) 局長通知第7の4(1)オは、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(オにおいて「世帯人員別の限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(カ、キ及びクにおいて「特別基準額」という。)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(8) 局長通知第7の4(1)カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と記している。

(9) 局長通知第12の1(1)は、「保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。」と記している。

(10) 課長通知第7問30は、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。」の答として、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」として、1から18を示し、12において「病氣療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

## 2 認定した事実



病院に対して病状照会を行った結果、「現在加療中の疾患のための転居の必要性は認めません。」との主治医の意見があったことから、課長通知第7問30答12の要件に該当しないとして、本件申請を却下することを決定した。

(10) 令和3年11月29日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

「保護申請却下通知書」の「2 却下の理由」欄(1)②には、「主治医に病気療養のための転居の必要性について病状照会を行った結果「現在の加療中の疾患のための転居の必要性は認めません。」との回答であったことから」、課長通知第7の問30の要件に該当する事情は見受けられず、課長通知の基準を満たさないと判断した旨が記載されている。

(11) 令和3年12月24日、審査請求人は本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 処分庁は、本件申請に対し、課長通知第7問30答12の「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」の要件に該当しないとして、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、処分庁が審査請求人から1回聞き取りをし、A病院に対し1回書面による意見照会を行ったほかは、確認に当たって審査請求人の住居を訪問することはなく、また、審査請求人に対して申出に係る事実(薬の副作用の有無・程度、審査請求人が抱える症状)の存在を示す資料の提出を求めたこともしなかったこと、建物の構造を把握しているだけではならず、審査請求人自身が実際に居室から共同のトイレや浴場の間を歩行する様子等を目視しなければ、適切な判断をすることはできないことを主張する。

また、審査請求人は、処分庁の主治医に対する質問は、転居の必要性の有無を形式的・抽象的に質問するにとどまっていること、主治医の回答内容は審査請求人の申出内容とは著しく乖離するものであるため、主治医に改めて問い合わせをすべきであったこと、主治医に対しては電話による照会さえしていないから、回答書は主治医の認識を反映しているものか否か不明であることから、回答書のみでは「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さない場合」に該当するか否かについて判断することはできない旨主張する。

(3) これに対し、処分庁は、病気療養のための転居であると確認した上で、敷金等の支給に当たり、転居の必要性について主治医の意見を基に総合的な判断を行うため医療機関に対し病状照会を行うことは、客観的な医療上の意見を得られることが期待されるのであるから合理的であること、A病院は審査請求人が〇〇〇で定期的に通院している病院であって審査請求人の病状を把握しており、これを踏まえた回答内容と認められるから、A病院に

対して病状照会をすることに不十分な点はなく、A病院の回答内容を基に組織的な検討を経て要件に該当しないと判断したことに不合理な点はない旨主張する。

- (4) 以下検討すると、処分庁は、本件申請を受け、前記(1)の要件に該当するか否かを判断するに当たり、訪問調査は行わず、専ら主治医の意見を根拠としていることが認められる。確かに、当該要件の該当性を判断するに当たっては、その客観性と合理性を担保すべく、審査請求人の病状や障がいの態様・程度を専門的に最もよく知る立場にある主治医の意見を徴し、これを考慮すること自体は妥当であるといえる。

本件で問われているのは、審査請求人の賃借物件における現在の住居が、病気療養との関係で「著しく環境条件が悪い」、又は、自身の身体障がいとの関わりで「設備構造が居住に適さない」と認められるかである。審査請求人は、〇〇〇により身体障害者3級の認定を受けているため、家庭内での日常生活活動に著しい制限があると推測される(身体障害者福祉法第15条第1項、同法施行規則第5条第3項・別表第5参照)ところ、自らの病気やその治療、又は身体障がいとの関わりで、頻尿によりトイレとの往復時にめまいやふらつきなどで危険がある旨に加え、共用部分の衛生面や感染のリスクが不安である旨を具体的に主張しているのであるから、前記(1)の該当性の判断は、こうした主張を踏まえて具体的に行われなければならない。

ところが、処分庁が処分の根拠とする主治医の意見は、「現在加療中の疾患のための転居の必要性は認めません」という結論のみから成る簡潔なものであるため、これのみでは、請求人の治療や回復を妨げ、あるいは症状を悪化させている要因として現住居の環境や設備構造が考えられるかという質問への一般的な応答を意味するものに留まるのか、それとも、審査請求人が抱える障がいによる日常生活における著しい制限の態様・程度に加え、審査請求人の居住環境や現住居の設備構造等に係る状況についても具体的に認識した上で、医学的見地からは、現住居が審査請求人の居住に適さないとは言えないことまでも意味しているのか、必ずしも判然としない。

この点、処分庁は、A病院に対し、審査請求人の申し出た事実や意向を伝えた上で病状照会を行ったと主張しているが、主治医の意見を本件処分の主たる根拠とするのであれば、少なくともその意見が、審査請求人の訴える現住居における衛生面・安全面等の居住環境や、これに起因して身体障がいを有する審査請求人が受ける生活面での著しい制限を認識した上でなされるよう、処分庁は、主治医に対し具体的な状況の説明を十分に行う必要があったと考えられる。しかし、本件諮問に係る提出資料や、本審査会が令和6年5月2日及び同月27日に行った処分庁への質問に対する回答からは、このような意思疎通がなされたとはまでは認め難い。

元来、主治医の意見は、前記(1)の要件に該当するか、特に身体障がい

者である審査請求人の場合は、現住居の設備構造が「居住に適さない」（課長通知第7問30答12）と評価すべきかを判断する際の考慮要素の一つに留まる。ここでの「居住に適さない」という基準は、「住居がない」（同答1及び5）、あるいは現住居が「居住にたえない」（同答9及び11）ことまで要求するものではなく、後者より幾分か緩やかな基準であると解される。

また、局長通知第12の1（1）は、保護の開始又は変更の申請のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査を行うことを求めているのであって、とりわけ本件のように、照会者である処分庁と主治医との意思疎通が必ずしも直接かつ円滑になされているとは認め難い状況においては、審査請求人の現住居における生活上の著しい制限が転居によってどの程度改善され、同人の自立助長にどの程度効果が見込めるのか（法第1条、課長通知第7問30答8参照）を把握すべく、審査請求人にさらなる説明を求めることも含めて、自ら調査を行うべきであった。

それにもかかわらず、本件において、処分庁が審査請求人の現住居や転居予定先において実地の調査を行ったことを証するものはなく、処分庁の判断は、考慮要素や理由が明確でない主治医の意見に専ら依拠していると評価せざるを得ない。

- (5) 以上のことから、本件処分は、その判断の過程において十分な考慮や調査が尽くされたものとは言えず、妥当性を欠くものと認められるから、少なくとも不当なものとして取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 西上 治